

事務局回答：高知市公文書管理条例案（R4.9.7時点）への質問・意見

| No. | 該当箇所        | 質問又は意見  | 理由   | 事務局回答  |
|-----|-------------|---|--|--|
| 1   | 第2条第3項      | 歴史公文書等の定義が記載されているが、もう少し細かい定義、つまり、どのような文書が歴史公文書等として移管になるか、例えば、高知県の条例第2項第3項において定義されているもの（(1)「実施機関の・・・」から(5)まで）は、この高知市の条例案に記載がないが、どこで規定する予定か（条例施行規則orガイドラインなど）。                              | 高知県：条例<br>国：ガイドライン   | 現時点では、国のガイドラインのような内容の基準を条例とは別に定め、具体的には、「高知市歴史公文書等の管理に関する検討委員会」の提言書をもとに、令和5年度以降に検討していくことを想定しています。   |
| 2   | 第6条第5項      | 保存期間が満了した時の措置として、歴史公文書等に該当するものは、通常は「移管」となるところ、第6条第5項においては、引き続き保存の措置をとるとあるが、実際にファイル管理簿に記載する措置としてどのようなものを想定しているのか（「移管」か「引き続き保存」かなど?）。   | ファイル管理簿への記載を、仮に条例どおりに、市長部局は「引き続き保存」、市長部局以外の実施機関は「移管」と記載する場合は、市民にとっても分かりにくいものと思慮する。   | 公文書ファイル管理簿に記載する文言と、条例上の文言を合わせたほうが良いと考えますので、公文書ファイル管理簿に「引き続き保存」と記載することを想定しています。   |
| 3   | 第9条第1項及び第2項 | 「保存期間が満了した公文書ファイル等について」、市長は「特定歴史公文書等として引き続き保存」、市長以外の実施機関は「市長に移管」とある。公文書館のない熊本県は全て知事に移管、昨年条例が成立した丸亀市も全て市長に移管とあるように、高知市も全ての実施機関が市長に移管としたほうが適切ではないか。   | 実際の公文書の管理者は課長クラスになると思われ、今後作成される各実施機関の公文書管理規程上では、市長部局においても各課から特歴管理課（仮）に移管となり、「引き続き保存」にはならないと思慮する。   | 高知市では、特定歴史公文書は市長部局で管理することになりますので、市長部局で保存していた公文書については、市長部局内で管理の所管課が変わることになるだけで、管理主体としての実施機関が変更となるわけではありませんので、「移管」という言葉でなく「引き続き保存」といった規定の仕方が適切ではないかと考えております。<br>なお、公文書管理条例を制定している中核市等（例えば、鹿児島市・大阪市）においては、市長部局においては「引き続き保存」と規定されています。 |
| 4   | 第9条第1項及び第2項 | 将来、高知市に公文書館が整備された場合、「市長」（特定歴史公文書等を管理する市長）とあるのは「公文書館」に変更されるのか。   | 高知県の条例では「公文書館」とある。   | 公文書館等の施設が整備された場合には、移管先は公文書館とし、より専門的に対応することとなると考えます。  |
| 5   | 第9条第3項及び第4項 | 「市長以外の実施機関は」市長に移管し又は廃棄しようとするときは、「市長と協議しなければならない」とあるが、市長部局でも協議が必要ではないか。  | 高知県の条例では、知事部局も含めた「実施機関」が知事に協議とある。  | 市長部局内での協議となりますので、条例での規定ではなく、今後策定予定の市長部局の公文書管理規程で、市長部局が引き続き保存する組織（現時点では文書法制課）との協議を要する旨を規定する予定です。  |
| 6   | 第10条        | 第1項で「市長以外の実施機関は」「毎年度市長に報告する」とあり、第2項で「市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ」「公表」とあるが、市長部局のものも公表が必要ではないか。   | 高知県の条例では、知事部局も含めた「実施機関」が知事に報告し、知事が公表とある。   | 市長部局の管理状況は、今後策定予定の市長部局の公文書管理規程で、市長部局が引き続き保存する組織（現時点では文書法制課）で取りまとめるよう規定し、条例第10条第2項に基づき、報告のあった市長以外の実施機関のものも併せて、「市」の実施状況として公表することを想定しています。  |
| 7   | 附則 1(2)     | 第3章の規程（特定歴史公文書等の保存、利用等）は、遅れて施行されるようであるが、第2章の規程により、保存期間が満了し移管となった歴史公文書等については、情報公開制度の対象外となり、第3章の規程が施行され利用が可能になるまでは、市民の利用ができなくなるものと思慮する。そのことへの対応策等について、どこか（条例の附則、施行規則、ガイドライン等）に記載しておく必要はないか。 | 現用の文書と特定歴史公文書等が同時に施行されない例を承知していないため、念のための質問である。<br>市民が、情報公開制度で利用できる現用の文書と、公文書管理制度で利用できる特定歴史公文書等で、制度の狭間で利用できない期間を可能な限り短くなるようにされたい、という趣旨である。 | 施行日が異なることから、ご質問のとおり的事態が生じるおそれがあります。<br>現時点での対処としまして、第3章の施行日までは、一旦、市長への移管等の手続を停止するというガイドラインに記載して運用していくことを考えておりますが、できるだけ狭間の期間を短くするよう、早急に運用体制を構築していきたいと考えております。   |